

加フヘシ

明治三十八年五月三十一日

農商務大臣男爵清浦奎吾

○逓信省告示第二百七號

明治三十七年十月逓信省告示第四百四十四號及同年十月逓信省告示第五百二十一號ヲ以テ石川縣下能登國七尾南灣租濱出礁 大瀬礁及森田礁浮標流失ノ旨告示セシ處今般舊位置へ碇置ノ旨同縣ヨリ報告セリ

明治三十八年五月一日

逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百八號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十八年五月二日

逓信大臣大浦兼武

英貨	一パウンド	九八七・四七	一圓ニ付 2/0 即チ
	一シルリング	四九・三五七	ニシルリング「〇」ハニ
	一ペンニー	四・一三	ニ「三」ハ三
佛貨	一フランク	三九〇・九〇	一圓ニ付「フランク」五十五「サ
米貨	一ダラー	二〇・五五	一圓ニ付「ダラー」〇・五「セント」
	一セント	二〇・五五	四十九「セント」三七五
獨貨	一マルク	四八・三三〇	一圓ニ付「マルク」七「フレン
	一フロリン	八二・八九〇	一圓ニ付「フロリン」二十「セン

暹羅	一タラー	九四・四五八	一圓ニ付「タラー」〇・八「セント」
	一セント	九四・四五八	一圓ニ付「セント」七四五
香港洋銀	一ダラー	九二・九五八	一圓ニ付「ダラー」〇・五「セント」
	一セント	九二・九五八	一圓ニ付「セント」八六七
暹羅	一タラー	九四・四五八	一圓ニ付「タラー」〇・八「セント」
	一セント	九四・四五八	一圓ニ付「セント」七四五

(備考) 羅馬尼亞貨幣換算割合ハ佛貨換算割合ニ同シ

* 暹羅銀換算割合ハ香港幣爲替中銀公局及銀波ニ據テ算ルモノノ換算ニノミ適用スヘキモノトス

○逓信省告示第二百九號

本月十日ヨリ左記郵便局ノ特設電話加入申込ヲ受理ス希望者ハ明治三十八年四月逓信省令第三十四號特設電話規則ニ依リ加入申請書ヲ差出スヘシ

明治三十八年五月二日

逓信大臣大浦兼武

名 稱

位 置

名 稱

位 置

岩内郵便局

後志國岩内郡盛岡町

濱益郵便局

石狩國濱益郡茂生村

厚田郵便局

石狩國厚田郡厚田村

増毛郵便局

天鹽國増毛郡増毛町

○逓信省告示第二百十號

本月一日ヨリ左ノ郵便受取所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲ取扱ハシム其名稱、位置、所轄局名左ノ如シ

明治三十八年五月二日

逓信大臣大浦兼武

名 稱

位 置

所轄局

集配區域

磯山金礦郵便受取所

樺太國磯山郡報徳院村

京城郵便局

櫻山嶺業地

特別區域(三谷里)

○遞信省告示第二百一十一號
本月五日ヨリ左記郵便局ヲ移轉ス

明治三十八年五月三日

遞信大臣大浦兼武

名 稱 現在 在 位 置
栖本郵便局 熊本縣天草郡栖本村大字湯河原

移轉 位 置
同縣同郡同村大字葛島

○遞信省告示第二百一十二號

下關海峡ノ西口巖流島掛燈浮標ハ通航船舶衝突ノ爲メ損所ヲ生シタルニ付修繕ノ爲メ一時之ヲ撤去ス

但シ再碇置ノ上ハ更ニ其旨告示スヘシ

明治三十八年五月四日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第二百一十三號

帆船圖運丸外三十一艘ニ左ノ信號符字ヲ照附ス

明治三十八年五月四日

遞信大臣大浦兼武

信號符字	番 號	種 類	船 名	船 籍 港	所 有 者
J L R T	六三一九	帆	國 運 丸	備前國下津井町	河田 國藏
J M S R	七〇九一	汽	巴 丸	相模國浦賀町	函館汽船株式會社
J M S T	七〇九二	汽	第一東郷丸	相模國浦賀町	潘 延 初
J S D K	七四六八	帆	金 生 丸	伊豫國波方村	榑野 寅市
J O H P	七九三三	汽	加 賀 丸	越中國伏木町	中越汽船株式會社
J L W B	八〇三五	帆	第三號神龜丸	新 瀧 市	岩倉 中藏

J Q N D	八六〇六	帆	末 禮 丸	陸前國高砂村	道 藤 龜吉
J Q N F	八六〇七	帆	東 海 丸	陸中國宮古町	菊地長右衛門
J M L R	九〇二四	汽	日 光 丸	門 司 市	高 隆 福太郎
J S M B	九二一九	汽	秀 丸	神 戶 市	戀 田 清三郎
J S M C	九二二〇	汽	第二仁鶴丸	神 戶 市	茂 龜 四郎
J S M D	九二二一	汽	第 五 辰 丸	神 戶 市	攝津航業株式會社
J S M F	九二二二	汽	日 海 丸	攝津國魚崎村	岡 崎 藤吉
J S Q L	九二四九	帆	幸 運 丸	安藝國東野村	望 月 佐平
J S Q M	九二五〇	帆	第 五 吳 濤 丸	廣 島 市	溝 口 岩吉
J S M V	九二五二	帆	拾 八 丸	筑後國大牟田町	西 山 伊三郎
J S M W	九二五三	帆	幸 德 丸	肥後國阿村	長 渡 若松
J S N B	九二五四	帆	幸 福 丸	肥後國楠浦村	原 田 幸次
J S P V	九二八七	帆	久 吉 丸	越前國新保村	上 野 又吉
J S P W	九二八八	汽	第 一 福 壽 丸	大 阪 市	西 澤 鐵次郎
J S Q B	九二八九	汽	第 六 福 山 丸	大 阪 市	田 中 省三
J R W B	九二九六	帆	寶 石 丸	大 阪 市	高 橋 初助
J R W C	九二九七	帆	第 三 豐 光 丸	大 阪 市	三 枝 恒雄
J R W D	九二九九	汽	第 貳 喜 佐 方 丸	大 阪 市	山 下 龜三郎

J R W F	九三〇〇	汽	第二大安丸	橫濱	市	宮倉林
J B W G	九三〇一	帆	第壹號富若丸	橫濱	市	中村三五郎
J R W H	九三〇二	帆	第十三號開盛丸	橫濱	市	村山拾吉
J S B Q	九三一六	帆	第拾貳號江月丸	東京	市	山田忠五郎
J S B R	九三一七	帆	第拾貳號江月丸	東京	市	清水清兵衛
J S W L	九三一八	帆	第拾貳號江月丸	東京	市	田中益次郎
J S W M	九三二〇	帆	第拾貳號江月丸	東京	市	宮本とよ
J S W N	九三二一	汽	日の出丸	東京	市	東京海汽船株式會社

○遞信省告示第二百十四號

明治三十七年六月遞信省告示第三百十七號外國電報料金表第一表中 Europe (歐羅巴地方)ノ部ヲ左ノ
通改

明治三十八年五月五日

遞信大臣大浦兼武

上海 經 過

Europe (歐羅巴地方)	二・五二〇	三・七九二
Austria (奧地利)	二・五二〇	三・七九二
Belgium (比利時)	二・五二〇	三・七九二
Bosnia (波斯尼亞)	二・五二〇	三・七九二
Bulgaria (保加利亞)	二・五二〇	三・七九二
Denmark (丹麥)	二・五二〇	三・七九二

烏拉日阿
斯德線桿
イースタ
馬尼刺線
滿洲及英
國太平洋
線

France (法國)	二・五二〇	三・六六〇
Germany (德國)	二・五二〇	三・六六〇
Gibraltar (直布羅陀)	二・五二〇	三・六六〇
Great Britain (大不列顛)	二・五二〇	三・六六〇
Greece (希臘)	二・五二〇	三・六六〇
Holland (荷蘭)	二・五二〇	三・六六〇
Hungary (匈牙利)	二・五二〇	三・六六〇
Italy (意大利)	二・五二〇	三・六六〇
Luxembourg (盧森堡)	二・五二〇	三・六六〇
Montenegro (蒙特內哥羅)	二・五二〇	三・六六〇
Norway (挪威)	二・五二〇	三・六六〇
Poland (波蘭)	二・五二〇	三・六六〇
Romania (羅馬尼亞)	二・五二〇	三・六六〇
Russia in Europe and Caucasus (歐羅巴及西伯利亞及高加索)	二・五二〇	三・六六〇
Russia in Europe and Caucasus (Via Tcheran) (歐羅巴及西伯利亞及高加索 經 德黑蘭)	二・五二〇	三・六六〇
Serbia (塞爾維亞)	二・五二〇	三・六六〇
Spain (西班牙)	二・五二〇	三・六六〇
Sweden (瑞典)	二・五二〇	三・六六〇
Switzerland (瑞士)	二・五二〇	三・六六〇
Turkey (土耳其)	二・五二〇	三・六六〇

○遞信省告示第二百十五號

明治三十七年六月遞信省告示第三百十八號外國新聞電報料金表第一表中 Europe (歐羅巴地方)ノ部中
Great Britain (大不列顛)ノ下上海線經過澳洲及英國太平洋線料金「一・六五二」ヲ「一・四四八」ニ改
Italy (意大利)ノ下上海線經過馬尼刺線料金「一・二八〇」ヲ「一・四二〇」ニ改

明治三十八年五月五日

遞信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百十六號
 明治三十七年六月逓信省告示第三百四號外國宛價格表記郵便料金表在外國佛郵便局及佛國殖民地ノ

項中佛領公果ノ部ヲ左ノ通改正ス
 明治三十八年五月五日
 佛領公果(カンブ、ロバ、ユリ、ソル、ガ、キ、ニ、ロ、ア、ン、ト、ン)

○逓信省告示第二百十七號
 明治三十八年四月三十日限り明治三十八年四月逓信省告示第百七十四號指定通信官署中在韓國木邦

郵便局全部ヲ削除ス
 明治三十八年五月五日
 逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百十八號
 明治三十七年六月逓信省告示第三百十七號外國電報料金表中左ノ通追加シ本日ヨリ施行ス

第一表 Oceania (大洋洲地方)ノ部中 Java (瓜哇)ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス
 逓信大臣大浦兼武

Java (Via Manila)
 Yap (ヤップ) (Via Manila)
 第五表第一ノ部中 Hawaii (ハワイ)ノ項 Honolulu (ホノルル)ノ次ニ Yap (ヤップ) (Via Manila) 及

Java (瓜哇) (Via Manila)ノ二項ヲ追加ス
 逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百十九號
 明治三十七年六月逓信省告示第三百十八號外國新聞電報料金表第一表 A (亞細亞地方)ノ部中

Singapore (新嘉坡)ノ項ノ次ニ左ノ通追加シ本日ヨリ施行ス
 逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百二十號
 本月八日ヨリ左記郵便局ヲ移轉改稱ス
 逓信大臣大浦兼武

Annam (安南) (Via Hongkong and Saigon)
 Tongkin (東京) (香港及榮根經通)
 現在位 改稱 移轉位 金澤市上石引町

○逓信省告示第二百二十一號
 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ
 逓信大臣大浦兼武

英貨	一パウンド	九八七・四七	一圓二付 ^{5/10} 即チ
	一シリング	四九・三五七	二シリング ^{2/10} 即チ
	一ペニー	四・三三	二一・三三
棉貨	一フランク	三九・〇九〇	一圓二付 ^{2/10} 即チ
米貨	一メラー	二〇・五三三	一圓二付 ⁴⁰ 即チ
	一セント	二・〇三三	四十九「セント」三七五
羽貨	一マルク	四八・三三〇	一圓二付 ^{2/10} 即チ
	一フロリン	八二・八九〇	一圓二付 ^{2/10} 即チ

古倫比亞共和國 五ノキログラム 施行 五〇法 施行セヌ 一 許可 施行 許可

○遞信省告示第二百二十六號

本日ヨリ左記郵便局ニ電信事務ヲ開始ス

明治三十八年五月十日 遞信大臣大浦兼武

名 稱 久津郵便局 位 置 山口縣大津郡向津具村大字向津具下

○遞信省告示第二百二十七號

明治三十三年ニ遞信省告示第六十四號諸外國ヘノ郵送禁制品自表中「獨逸」ノ項中左ノ通追加ス

明治三十八年五月十一日 遞信大臣大浦兼武

信書トシテ發送セサル富籤ニ關スル印刷物

○遞信省告示第二百二十八號

海軍所屬汽船猿橋丸ニ點附ノ信號符字左ノ如シ

明治三十八年五月十一日 遞信大臣大浦兼武

信號符字 G S S O 船名 猿橋丸

○遞信省告示第二百二十九號

明治三十八年七月十日長崎海軍局ニ於テ長崎港水先區水先人試驗ヲ執行ス

明治三十八年五月十一日 遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第二百三十號

明治三十七年ニ遞信省告示第三百十七號外國電報料金表中左ノ通改ス

明治三十八年五月十二日 遞信大臣大浦兼武

第一表 Oecania (大洋洲地方)ノ部中左ノ通改ス

五〇法

Egypt Island (エジプト群島) 二五〇法

Suva (スーヴァ) (南洋羣島) 二五〇法

第三表 North America (北亞米利加地方)ノ部中上海線經過澳洲及英國太平洋線料金ヲ左ノ通改ス

North America (北亞米利加地方) 二五〇法

United States (合衆國) 二五〇法

Arizona (アリゾナ) 二五〇法

California (カリフォルニア) 二五〇法

Oakland (オークランド) 二五〇法

San Francisco (サンフランシスコ) 二五〇法

Other Places (其他各地) 二五〇法

Idaho (アイダホ) 二五〇法

Nevada (ネバダ) 二五〇法

Oregon (オレゴン) 二五〇法

Utah (ユタ) 二五〇法

Washington Territory (ワシントン準州) 二五〇法

Colorado (コロラド) 二五〇法

Dacota (ダコタ) 二五〇法

Kansas (カンザス) 二五〇法

Montana (モンタナ) 二五〇法

Nebraska (ネブラスカ) 二五〇法

New Mexico (ニューメキシコ) 二五〇法

Wyoming (ワイオミング) 二五〇法

Alabama (アラバマ) 二五〇法

Arkansas (アーカンソー) 二五〇法

Illinois (イリノイ) 二五〇法

Indiana (インディアナ) 二五〇法

Indian Territory (インディアン準州) 二五〇法

Iowa (アイオワ) 二五〇法

Kentucky (ケンタッキー)	三八二
Louisiana (ルイジアナ)	三八二
New Orleans (ニューオーリンズ)	三八二
Other Places (其他各地)	三八二
Michigan (ミシガン)	三八二
Minnesota (ミネソタ)	三八二
Duluth (ドゥルース)	三八二
Minneapolis (ミネアポリス)	三八二
St. Paul (セントポール)	三八二
Winona (ウィノナ)	三八二
Other Places (其他各地)	三八二
Mississippi (ミシシッピ)	三八二
Missouri (ミズーリ)	三八二
St. Louis (セントルイス)	三八二
Other Places (其他各地)	三八二
Ohio (オハイオ)	三八二
Oklahoma Territory (オクラホマ準州)	三八二
Tennessee (テネシー)	三八二
Texas (テキサス)	三八二
Wisconsin (ウィスコンシン)	三八二
Columbia District (コロンビア特別区)	三八二
Connecticut (コネチカット)	三八二
Delaware (デラウェア)	三八二
Florida (フロリダ)	三八二
Key West (キーウエスト)	三八二
Pensacola (ペンサコーラ)	三八二
Other Places (其他各地)	三八二
Georgia (ジョージア)	三八二
Maine (メイン)	三八二

Maryland (メリーランド)	三八二
Massachusetts (マサチューセッツ)	三八二
New Hampshire (ニューハンプシャー)	三八二
New Jersey (ニュージャージー)	三八二
Hoboken (ホボーク)	三八二
Jersey City (ジャージーシティ)	三八二
Other Places (其他各地)	三八二
New York (ニューヨーク)	三八二
Bay Ridge (ベイリッジ)	三八二
Brooklyn (ブルックリン)	三八二
Flushing (フラッシング)	三八二
Fort Hamilton (フォートハミルトン)	三八二
Governor's Island (ゴブナーズアイランド)	三八二
Green Ridge (グリーンリッジ)	三八二
Long Island City (ロングアイランドシティ)	三八二
New Brighton (ニューブリighton)	三八二
New Dorp (ニュードール)	三八二
New York City (ニューヨークシティ)	三八二
Port Richmond (ポートリッチモンド)	三八二
Quarantine (クオアランティン)	三八二
St. George (セントジョージ)	三八二
Stapleton (スタプルトン)	三八二
Tompkinsville (トンプキンズビル)	三八二
West New Brighton (ウェストニューブリighton)	三八二
Yonkers (ヨンカーズ)	三八二
Other Places (其他各地)	三八二
North Carolina (ノースカロライナ)	三八二
Pennsylvania (ペンシルベニア)	三八二
Rhode Island (ロードアイランド)	三八二

South Carolina (南卡罗来纳)	三六七二
Vermont (佛蒙特)	三六七二
Virginia (弗吉尼亚)	三六七二
Canada (加拿大)	三六七八
Gape Breton (盖普布列顿)	三六七八
British Columbia (不列颠哥伦比亚)	三六七八
Alexandria (亚历山大)	三六七八
Barker ville (巴克尔维尔)	三六七八
Lilloet (利洛埃)	三六七八
One hundred and fifty Mile House (一百五十英里屋)	三六七八
Pavilion (帕维里翁)	三六七八
Quenelle (昆内勒)	三六七八
Soda Creek (苏打溪)	三六七八
Atlin (阿特林)	三六七八
Blackwater (布莱克沃特)	三六七八
Fraser Lake (弗雷泽湖)	三六七八
Clifton (克利夫顿)	三六七八
One hundred and fifteen Mile House (一百一十五英里屋)	三六七八
Bennett (本内特)	三六七八
Fraser (弗雷泽)	三六七八
Log Cabin (洛格凯宾)	三六七八
Pennington (彭宁顿)	三六七八
Summit or White Pass (萨米特或白山)	三六七八
Hazelton (黑泽顿)	三六七八
Aberdeen Cannery (阿伯丁罐厂)	三六七八
Mauricetown (莫里塞敦)	三六七八
Port Simpson (波特辛普森)	三六七八
Skeena Canyon (斯基纳峡谷)	三六七八
Telegraph Creek (电报溪)	三六七八

Other Places (其他各埠)	
Manitoba (曼尼托巴)	三六八〇
New Brunswick (纽宾士域)	三六八〇
North West Territory (西北领地)	三六八〇
Big Salmon (比格萨尔蒙)	三六八〇
Cariboo Crossing (卡里布 Crossing)	三六八〇
Five Fingers (五指)	三六八〇
Fort Selkirk (福特塞利克)	三六八〇
Hootalingua (胡托林瓜)	三六八〇
Lower Labarge (洛瓦拉巴)	三六八〇
Selwyn (塞文)	三六八〇
Tagish (塔吉什)	三六八〇
White Horse (怀特霍斯)	三六八〇
Cowley (考利)	三六八〇
Dawson City (道森城)	三六八〇
Forty Mile (四十英里)	三六八〇
Northern International Boundary (北方国际边界)	三六八〇
Oglvie (奥格维)	三六八〇
Stewart River (斯特ewart 河)	三六八〇
Other Places (其他各埠)	三六八〇
Nova Scotia (诺瓦斯科舍)	三六八〇
Ontario (安大略)	三六八〇
Prince Edward Island (爱德华王子岛)	三六八〇
Quebec (魁北克)	三六八〇
Vancouver Island (温哥华岛)	三六八〇
West Indies (西印度地方) 之部中 Cuba (古巴) 之各埠	三六八〇
Antigua (安提瓜)	三六八〇
Trinidad (特立尼达)	三六八〇
Other Islands (其他各岛)	三六八〇

同表 South America (南亞米利加地方)ノ部中「Dutch Guiana (Via Jamaica Porto Rico (ジャマイカ、ポルトリコ)通過)」ノ項及 British Guiana (英領ギアナ)ノ項ヨリ Venezuela (ヴェネズエラ)ノ項ニ至ル各地ノ下「新約克、ハイチ、線」ノ料金を削除ス

同表末尾備考第二中「及南亞米利加」ノ六字ヲ削除ス

○逓信省告示第二百三十一號

明治三十七年六月逓信省告示第三百十八號外國新聞電報料金表中左ノ通改ム

明治三十八年五月十二日

逓信大臣大浦兼武

第一表 North America (北亞米利加地方)ノ部中上海線經過濠洲及英國太平洋線料金ヲ左ノ通改ム

North America (北亞米利加地方)

United States (合衆國)

Arizona (アリゾナ)

California (カリフォルニア)

San Francisco (サンフランシスコ)

Other Places (其他各地)

Idaho (アイダホ)

Nevada (ネバダ)

Oregon (オレゴン)

Utah (ユタ)

Washington Territory (ワシントン州)

Colorado (コロラド)

Dacota (ダコタ)

Kansas (カンザス)

Montana (モンタナ)

Nebraska (ネブラスカ)

New Mexico (ニューメキシコ)

Wyoming (ワイオミング)

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

Alabama (アラバマ)

Arkansas (アーカンソー)

Illinois (イリノイ)

Indiana (インディアナ)

Indian Territory (インディアン領土)

Iowa (アイオワ)

Kentucky (ケンタッキー)

Louisiana (ルイジアナ)

New Orleans (ニューオーリンズ)

Other Places (其他各地)

Michigan (ミシガン)

Minnesota (ミネソタ)

Duluth (デュルース)

Minneapolis (ミネアポリス)

St. Paul (セントポール)

Winona (ウィノナ)

Other Places (其他各地)

Mississippi (ミシシッピ)

Missouri (ミズーリ)

St. Louis (セントルイス)

Other Places (其他各地)

Ohio (オハイオ)

Oklahoma Territory (オクラホマ領土)

Tennessee (テネシー)

Texas (テキサス)

Wisconsin (ウィスコンシン)

Columbia District (コロンビア地区)

Connecticut (コネチカット)

Delaware (デラウェア)

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

1.360

三哩六 泊青谷間 三哩八

○逓信省告示第二百三十五號

本月十三日ヨリ左記郵便局ニ電信事務ヲ開始セリ

名稱 玉ノ浦郵便局 位置 長崎縣南松浦郡玉ノ浦村 逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百三十六號

海軍所屬汽船裝取丸ニ附附ノ信號符字左ノ如シ

明治三十八年五月十五日 逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百三十七號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ
 明治三十八年五月十六日 逓信大臣大浦兼武

英貨	一ハウソド	九八七・四七	一圓ニ付 20即チ
	一シルリング	四九・三五七	一圓ニ付 20即チ
	一ペンニー	四・一三	一圓ニ付 20即チ
佛貨	一フランク	三九・〇九〇	一圓ニ付 20即チ
米貨	一メラー	二〇・七三三	一圓ニ付 49即チ
	一セント	二・〇四五	一圓ニ付 49即チ

荷貨	一マルク	八八・三三〇	一圓ニ付 20即チ
	一フロリン	八二・六六〇	一圓ニ付 20即チ
暹地利貨幣	一クローネ	四・三三〇	一圓ニ付 20即チ
	一コロナ	四・三三〇	一圓ニ付 20即チ
香港洋銀	一メラー	九二・八三三	一圓ニ付 70即チ
	一セント	九・二八	一圓ニ付 70即チ
*銀	一メラー	五五・二二二	一圓ニ付 94即チ
	一セント	五・五二二	一圓ニ付 94即チ

(備考) 羅馬尼貨幣換算割合ハ佛貨換算割合ニ同シ
 *銀換算割合ハ香港爲替中劉公島及萍波ニ提宛ツルモノ、換算ニノミ適用スヘキモノトス

○逓信省告示第二百三十八號

明治三十七年六月逓信省告示第二百三十八號外國新聞電報料金表第一表 A部 (亞細亞地方)ノ部中
 Coochin China(交趾支那)ノ次ニ左ノ項ヲ追加ス

明治三十八年五月十八日 逓信大臣大浦兼武

Siam (暹羅) (Via Saigon) 柴根經過 〇・七三〇

○逓信省告示第二百三十九號

來七月一日以降郵便貯金規則ニ依リ郵便貯金ニ預入スルコトヲ得ル證券ノ種類左ノ如シ
 明治三十八年五月十八日 逓信大臣大浦兼武

各種國債證券

- 新瀨縣債券
- 山梨縣債券
- 岐阜縣債券
- 滋賀縣債券
- 石川縣債券
- 福井縣債券
- 富山縣債券
- 鹿兒島縣債券
- 東京市債券
- 大阪市債券
- 京都市債券
- 橫濱市債券

神戸市債券
長崎市債券
廣島市債券
高松市債券
貯蓄債券
勸業債券
興業債券
以上各種債券ノ利札
但シ前記各種債券及其ノ利札ハ無記名ノモ
ノニ限ル
郵便爲替證書
但シ貯金ノ預入ヲ爲ス郵便局所ニ於テ當該
預ケ人ニ拂渡スヘキモノニ限ル

○逓信省告示第二百四十號

來七月一日以降郵便貯金規則ニ依リ郵便貯金ノ局待拂ヲ取扱フ郵便局名左ノ如シ

逓信省構内郵便局

○逓信省告示第二百四十一號

在清國各郵便局所ニ於テハ郵便貯金規則實施後モ郵便切手ニ依ル郵便貯金ノ取扱ヲ爲サス

○逓信省告示第二百四十二號

本月二十一日ヨリ左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス

明治三十八年五月十九日

逓信大臣大浦兼武

名 稱 日本橋區河町郵便局

位 置 東京市日本橋區河町

○逓信省告示第二百四十三號

本月二十日限り東京郵便局(錢瓶町分室電話課)ニ於ル電話通話事務ヲ廢止ス

明治三十八年五月十九日

逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百四十四號

本日ヨリ左記郵便局ニ電話交換業務ヲ開始ス

明治三十八年五月二十二日

逓信大臣大浦兼武

名 稱 吳郵便局

位 置 廣島縣吳市和庄町

○逓信省告示第二百四十五號

明治三十年月 逓信省告示第三百五十七號電話加入區域中「相模橫須賀」ノ次ニ左ノ通追加ス

明治三十八年五月二十二日

逓信大臣大浦兼武

局 名 普通加入區域

特 別 加入 區域

安藝國吳市

安藝國安藝郡野田屋村(字橋ノ吉浦村)

○逓信省告示第二百四十六號

明治三十三年月 逓信省告示第三百二十九號電報規則第七十五條ニ依ル電報ノ取扱局所名中「筑前若

松」ノ次ニ左ノ通追加ス

逓信大臣大浦兼武

明治三十八年五月二十二日

電報加入區域

取扱局

吳郵便局

○逓信省告示第二百四十七號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十八年五月二十三日

逓信大臣大浦兼武

英貨	佛貨	米貨	獨貨	國貨	澳地利貨幣	香港洋銀	銀
一 パウンド	一 フランク	一 ダライ	一 マルク	一 フロリン	一 クローネ	一 ダライ	一 セント
九八七・一四七	三九・九〇	二〇・三三三	四八・三三〇	八二・八九〇	四二・三三〇	九三・一六七	九五・七
一圓ニ付 ²⁰ 「シリング」〇・「ペン」二・三三三	一圓ニ付 ²⁰ 「フランク」五十五「サ」	一圓ニ付 ⁴⁰ 「ダライ」三十七五	一圓ニ付 ²⁰ 「マルク」〇・七「フヘン」三三三	一圓ニ付 ²⁰ 「フロリン」二二「セン」六四	一圓ニ付 ²⁰ 「クローネ」四十二「グロ」六〇	一圓ニ付 ²⁰ 「ダライ」〇・七「セント」三三五	一圓ニ付 ²⁰ 「ダライ」〇・四「セント」五三〇

(備考) 羅馬尼貨幣換算割合ハ佛貨換算割合ニ同シ
 * 銀貨換算割合ハ香港爲替中對公島及寧波ニ據宛ナルモノ、換算ニノ適用スヘキモノトス

○逓信省告示第二百四十八號
 來六月一日ヨリ左記郵便局ヲ移轉改稱ス

明治三十八年五月二十三日

逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第二百四十九號

各一等郵便局及函館、神戸三宮、下關及門司ノ各二等郵便局並ニ在清國上海、天津、廈門、牛莊及汕頭各本邦郵便局(天津郵便局各)ニ於テハ外國郵便局ニ對シ直接ニ萬國聯合郵便爲替並ニ香港及其媒介爲替ノ振出及拂渡業務ヲ取扱ヒ其他ノ郵便局ニ於テハ所轄一等郵便局ヲ經由シテ該爲替ノ受拂業務ヲ取扱フ但函館、下關、門司各二等郵便局所在地ニ設置シタル此等各局以外ノ郵便局ハ當該二等局ヲ在清國本邦郵便局所ハ總テ長崎郵便局ヲ、在清國芝罘、沙市、杭州、蘇州、漢口及南京各本邦郵便局(漢口郵便局ニ屬スル)並ニ在鎮江本邦郵便受取所ハ在清國上海本邦郵便局ヲ、在清國北京本邦郵便局ハ在清國天津本邦郵便局ヲ、在清國福州本邦郵便局ハ在清國廈門本邦郵便局ヲ經由シテ其受拂業務ヲ取扱フ

本告示ハ來六月十六日ヨリ施行シ明治三十六年七月逓信省告示第三百八十號ハ本告示施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十八年五月二十四日

逓信大臣大浦兼武

〔参照〕

明治三十六年七月逓信省告示第三百八十號ハ本告示同伴ナリ

○逓信省告示第二百五十號

明治三十六年九月逓信省告示第四百五十四號中左ノ通改正シ來六月十六日ヨリ施行ス

明治三十八年五月二十四日

逓信大臣大浦兼武

在清國上海、廈門、漢口及福州各本邦郵便局「トアルヲ」在清國上海、廈門、漢口、福州及汕頭各本邦郵便局「ト改メ」

○遞信省告示第二百五十一號

明治三十六年九月九日遞信省告示第四百五十三號中「中央」ヲ削除ス

明治三十八年五月二十四日

遞信大臣大浦兼武

〔參照〕

明治三十六年九月九日遞信省告示第四百五十三號ハ東京及大阪中央郵便局外三局ニ於テ萬國聯合公營ノ提出及拂渡業務ヲ取扱フ件ナリ

○遞信省告示第二百五十二號

本月十九日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年五月二十四日

遞信大臣大浦兼武

京城郵便局南大門出張所	位 置	韓國 桃洞	名	京城郵便局西大門出張所	位 置	韓國 京橋
-------------	-----	-------	---	-------------	-----	-------

○遞信省告示第二百五十三號

本月二十六日ヨリ左記郵便局ヲ移轉シ電話通話事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年五月二十四日

遞信大臣大浦兼武

保土ヶ谷郵便局	現 在	位 置	神奈川縣橋本郡保土ヶ谷町大字保土ヶ谷	移 轉	位 置	神奈川縣橋本郡保土ヶ谷町大字離子
---------	-----	-----	--------------------	-----	-----	------------------

○遞信省告示第二百五十四號

本月二十五日限左記電話所ヲ廢止ス

明治三十八年五月二十四日

遞信大臣大浦兼武

所 名	保土ヶ谷町電話所	位 置	神奈川縣橋本郡保土ヶ谷町大字保土ヶ谷
-----	----------	-----	--------------------

○遞信省告示第二百五十五號

海軍所屬汽船栗橋丸ニ附シ信號符字左ノ如シ

明治三十八年五月二十四日

遞信大臣大浦兼武

信號符字	G Q S D	船 名	栗橋丸
------	---------	-----	-----

○遞信省告示第二百五十六號

本月二十日ヨリ左記郵便局出張所ヲ設置シ郵便貯金事務ヲモ取扱ハシム

明治三十八年五月二十四日

遞信大臣大浦兼武

名 稱	京城郵便局麻浦出張所	位 置	韓國 麻浦
-----	------------	-----	-------

○遞信省告示第二百五十七號
左記ノ郵便局所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱ヒタムハ從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル局所ヲシテ繼續取扱ハシム

明治三十八年五月二十四日

遞信大臣大浦兼武

本邦局所名	韓國局所名	引繼年月日
京城郵便局	漢城郵便總局及	明治三十八年五月十八日
京城郵便局南大門出張所	同 電報支司	年同月十九日
京城郵便局西大門出張所	同 電報支司	年同月同日
京城郵便局永登浦出張所	同 電報支司	年同月同日
京城郵便局麻浦出張所	同 電報支司	年同月二十日
京城郵便局開城出張所	同 電報支司	年同月同日
仁川郵便局	同 電報支司	年同月同日

釜山郵便局 草梁領事館

釜山郵便局 釜山郵便局及電報局

同 年同月二十一日 同 年同月同日

○逓信省告示第二百五十八號

明治三十八年五月 逓信省告示第二百五十八號ヲ以テ下關海峽門司北東浮標ヲ不日撤去シ更ニ陸軍省ニ於テ同位置及同海峽觀音崎ノ南方ニ掛燈浮標各一箇設置スヘキ旨告示セシ處今般右撤去及設置セリ

逓信大臣大浦兼武

明治三十八年五月二十五日

一觀音崎掛燈浮標ヨリ測定セル磁針方位ハ左ノ如シ

北五十九度三十五分西

七九高地ノ測點ハ

北十二度五十分西

永福寺ノ中央ハ

北三十六度五十五分東

龜山宮ノ中央ハ

北三十九度三十五分西

○逓信省告示第二百五十九號

左記ノ郵便局ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル局ヲシテ繼續取扱ハレ

明治三十八年五月二十五日

逓信大臣大浦兼武

本邦局名 本邦局名

本邦局名 本邦局名

引繼年 月 日

馬山郵便局

馬山郵便局

同 年同月同日

○逓信省告示第二百六十號

本月二十日限リ在韓國麻浦郵便受取所ヲ廢止ス同受取所ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ京城郵便局麻浦出張所ヲシテ繼續取扱ハシム

逓信大臣大浦兼武

明治三十八年五月二十五日

○逓信省告示第二百六十一號

明治三十三年月 逓信省告示第二百六十四號諸外國ノ郵送禁制品自表中左ノ通改ム

逓信大臣大浦兼武

明治三十八年五月二十六日

一新ニ左ノ一項ヲ追加ス

一「エックアトール」ノ項ヲ削除ス

一「エックアトール」ノ項ヲ追加ス

各種ノ標章

○逓信省告示第二百六十二號

明治三十二年月 逓信省告示第四十一號民間製造ノ郵便端書ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セル國名表第一項、大不列顛諸殖民地中ニ「サラワック」ヲ追加ス

逓信大臣大浦兼武

明治三十八年五月二十六日

○逓信省告示第二百六十三號

左記ノ郵便局所ニ於テ韓國郵遞司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵遞司及電報司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル局所ヲシテ繼續取扱ハレム

逓信大臣大浦兼武

明治三十八年五月二十六日

本邦局所名 本邦局所名

本邦局所名 本邦局所名

引繼年 月 日

釜山郵便局大邱出張所

釜山郵便局大邱出張所

同 年同月二十三日

○逓信省告示第二百六十四號

明治三十六年九月 逓信省告示第四百五十二號本邦ト外國郵便爲替及電信爲替ヲ交換スル國名等ヲ示ス表第一郵便爲替「二」直接交換國郵政廳ノ媒介ニ依リ交換スル國「甲」聯合約定國郵政廳ノ媒介ニ依ルモノ「乙」部「リベリア」ノ項中「四百麻」ヲ「八百麻」ニ「二百圓」ヲ「四百圓」ニ改ム

逓信大臣大浦兼武

明治三十八年五月二十七日

○遞信省告示第二百七十號

明治三十六年九月遞信省告示第四百五十二號本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名等ヲ示ス表中左ノ通改正シテ來七月一日ヨリ施行ス

明治三十八年五月三十日

遞信大臣大浦兼武

一第一、郵便爲替、二直接交換國郵政廳ノ媒介ニ依リ交換スル國ニ乙、特別約定國郵政廳ノ媒介ニ依ルモノノ部中海峽殖民地ノ項ヲ左ノ通改ム

海峽殖民地 (Straits Settlements)	Penang (檳榔嶼)	Malacca (麻六甲)	Singapore (新加坡)	爲替金額ノ百分ノ二
-----------------------------	--------------	---------------	-----------------	-----------

一同部中「ペラック」ノ項ヲ削リ海峽殖民地ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

馬來聯邦州 (The Federated Malay States)	Negeri Sembilan (雪蘭莪)	Perak (霹靂)	Penang (檳榔嶼)	Malacca (麻六甲)	Singapore (新加坡)	爲替金額ノ百分ノ二
------------------------------------	-----------------------	------------	--------------	---------------	-----------------	-----------

○遞信省告示第二百七十一號

明治三十七年八月遞信省告示第三百九十二號萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ニ關スル外國電信主管廳及電信會社ノ決定中左ノ通改正ス

明治三十八年五月三十日

遞信大臣大浦兼武

一一般ニ關スル事項「第一電報ニ用アル時刻採用子午線及標準時」中「勃爾牙利」ノ項ノ次ニ「クレイトアテーム」ノ子午線ノ一項ヲ「盧森堡」ノ項ノ次ニ「新加列士尼亞」ノ子午線ノ一項ヲ「挪威」ノ項ノ次ニ「暹羅」ノ時刻ヲ追加ス

同第二暗號私報「左記諸國ニ於テハ條約及細目規則ノ規定ニ據ルノ外別ニ制限ナク私報ニ暗號ヲ用フル」トテ「那威」ノ次ニ「新加列士尼亞」ヲ「塞內牙爾」ノ次ニ「暹羅」ヲ追加ス

同「第四電報ノ本人直交付(MP)及無絨配達(RO)」左記ノ國ニ於テハ電報ノ無絨配達ヲ許シ本人直交付ヲ許サス」ノ部中「土耳其」ノ次ニ「暹羅」ヲ追加シ同「左記ノ諸國及電信會社ニ於テハ電報ノ本人直交付及無絨配達ヲ許サス」ノ部中「埃及」ノ次ニ「クレイト」ノ新加列士尼亞ヲ追加ス

同「第六郵便ヨリ迅速ナル送達方法」左記諸國ニ於テ設定スル郵便ヨリ迅速ナル方法ハ左ノ如シ」ノ部中「那威」ノ項ノ次ニ「新加列士尼亞」ニ「キロメートル」ニ付五十「サンチム」ノ割合ヲ以テ五十「キロメートル」以內ハ別使ヲ以テ電報ヲ送達ス但シ受信人ト豫メ協定シタル場合ニ限ル然ラサレハ郵便ヲ以テ配達ス」ノ一項ヲ追加シ同「左記諸國ニ於テハ郵便ヨリ迅速ナル方法ヲ設定セス」ノ部中「埃及」ノ次ニ「クレイト」ヲ追加ス

一歐洲外方法ニ關スル特別事項「第八電報ノ著信局名及番號ノ傳送」左記諸國及電信會社ニ於テハ電報ノ著信局名及番號ヲ無料ニテ傳送ス」ノ部中「那多兒」ノ次ニ「新加列士尼亞」ヲ追加シ「左記諸國及電信會社」ハ電報ノ著信局名ノヨリ無料ニテ傳送シ番號ヲ傳送セス」ノ部中「英領印度」ノ次ニ「暹羅」ヲ追加ス

○遞信省告示第二百七十二號

華盛頓締結小包郵便物交換條約施行細則第一條第一項各國貨幣比例表中古倫比亞ノ部左ノ通改正ス

明治三十八年五月三十日

遞信大臣大浦兼武

古倫比亞 十セントダヴオ、オール 五セントダヴオ、オール

○遞信省告示第二百七十三號

萬國郵便條約施行細則第四條第一項聯合各國貨幣比例表中古倫比亞ノ部左ノ通改正ス

明治三十八年五月三十日

遞信大臣大浦兼武

古倫比亞 五セントダヴオ、オール 一セントダヴオ、オール

明治三十八年五月 告示 遞信省第二百七十二號 第二百七十三號

一三一七

○遞信省告示第二百七十四號
帆船十寶丸外五十艘ニ左ノ信號符字ヲ附ス
明治三十八年五月三十日

遞信大臣大浦兼武

信號符字	番 號	種 類	船 名	船 港 籍	所 有 者
J T B L	四三〇六	帆	十 寶 丸	伊豆國網代村	大木保兵衛
J S Q F	七〇四一	帆	住 吉 丸	紀伊國周參見村	三 木 英
J N B S	七三一三	汽	馬 山 丸	三河國大渚町	八頭司直吉
J S D L	七四六九	帆	第 四 番 德 丸	伊豫國磯津村	二 宮 廣
J L W O	八〇三六	帆	長 寶 丸	新 潟 市	山岸喜藏太
J Q K T	八八五〇	汽	藤 陽 丸	高 知 市	土佐商船株式會社
J R M Q	八八六八	汽	田 浦 丸	長 崎 市	三菱合資會社
J R M S	八八六九	帆	八 陣 丸	長 崎 市	三菱合資會社
J M L S	九〇二六	汽	大 日 丸	門 司 市	鹿 毛 省
J M L T	九〇二八	汽	大 東 丸	門 司 市	大 藏 省
J G P K	九〇七一	帆	春 日 丸	後志國小樽區	伊勢谷清吉
J S M G	九二二三	帆	多 喜 丸	阿波國撫養町	川崎嘉一
J S M H	九二二四	汽	第 一 給 水 丸	神 戶 市	神 戶 市
J S M K	九二二五	汽	鹿 島 丸	神 戶 市	奥村松次郎

J S M L	九二二六	汽	吉 辰 丸	攝津國四宮町	淺尾豐一
J S M N	九二二七	汽	伊 田 丸	神 戶 市	三井物産合名會社
J S N O	九二五五	帆	第 三 航 惠 丸	筑後國大牟田町	住 谷 直 吉
J S N D	九二五六	帆	大 福 丸	肥前國口之津村	森 林 吉
J S N F	九二五七	帆	幸 寶 丸	筑後國手鎌村	山 本 傳 吉
J S Q O	九二九〇	汽	潮 州 丸	大 阪 市	大阪商船株式會社
J R W K	九三〇三	帆	第 壹 號 幸 榮 丸	橫 濱 市	西 文 之 助
J S V D	九三〇四	帆	貳 號 岩 長 丸	橫 濱 市	島 田 彌 太郎
J S V F	九三〇五	帆	第 三 號 山 一 丸	橫 濱 市	鈴 木 あ き
J S V G	九三〇六	帆	治 郎 丸	橫 濱 市	齋藤治郎吉
J S V H	九三〇八	帆	第 貳 拾 參 號 金 剛 丸	橫 濱 市	星 野 元 五 郎
J S W P	九三二二	帆	開 定 丸 壹 號	東 京 市	征 原 定 次 郎
J S W Q	九三二三	帆	開 定 丸 貳 號	東 京 市	征 原 定 次 郎
J S W R	九三二四	汽	や へ す 丸	東 京 市	東 京 府
J S W T	九三二五	帆	駿 州 丸	東 京 市	眞 野 幾 三 郎
J S W V	九三二六	帆	第 貳 號 船 丸	東 京 市	鶴 見 彌 太郎
J T B C	九三二七	帆	第 九 伊 勢 丸	東 京 市	井 田 一 平
J T B D	九三二八	汽	み は い る 丸	東 京 市	農 商 務 省

J T B F	九三二九	汽	にこらい丸	東	市	農商	藩
J T B G	九三三〇	汽	丹後丸	東	市	日本郵船株式會社	
J S Q N	九三三一	汽	第三多開丸	備後國土生村	八馬兼介		
J S Q D	九三五二	汽	濱花丸	大	阪市	土井龜太郎	
J S Q G	九三五三	汽	第七阪田丸	大	阪市	阪田庄藏	
J S Q H	九三五四	汽	千賀丸	大	阪市	林竹三郎	
J S Q K	九三五五	汽	柳川丸	大	阪市	山口茂市	
J S R T	九三五六	汽	宜蘭丸	大	阪市	大阪商船株式會社	
J S R V	九三五七	汽	御嶽丸	大	阪市	中村宇吉	
J S R W	九三五八	汽	霧寶丸	大	阪市	入交榮治	
J S T B	九三五九	汽	海運丸	大	阪市	金澤仁兵衛	
J S T C	九三六〇	汽	明石丸	大	阪市	共同丸船株式會社	
J S T D	九三六一	汽	志賀浦丸	大	津市	湖南汽船株式會社	
J S T E	九三六二	汽	咸興丸	大	阪市	大阪商船株式會社	
J S T F	九三六三	汽	御代丸	大	阪市	日本興業株式會社	
J T B H	九四一一	帆	北水丸	東	京市	農商	藩
J T B K	九四一二	帆	なでいた丸	東	京市	農商	藩

J T B M 九四一四 帆 辰 丸 武藏國品川町 縣田惣三郎

○遞信省告示第二百七十五號

左記ノ郵便局ニ於テ韓國郵便司及電報司ノ事務引繼ヲ了シ當該郵便司及電報司ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ韓國電報規則ニ依ル漢文電報ヲ除クノ外其ノ引繼ヲ受ケタル局ヲシテ繼續取扱ハシ

明治三十八年五月三十日

遞信大臣大浦兼武

本邦局名

元山郵便局

本浦郵便局

○遞信省告示第二百七十六號

明治三十七年六月遞信省告示第三百十七號外國電報料金表第二表韓國地方ノ部中晉州ノ項ヲ左ノ通改ム

明治三十八年五月三十一日

遞信大臣大浦兼武

晉州

○遞信省告示第二百七十七號

明治三十七年十二月遞信省告示第五百四十三號外國小包郵便料金表中左ノ通改正ス

明治三十八年五月三十一日

遞信大臣大浦兼武

國名	遞送線路	船及遞送郵便	小包各箇ニ對スル郵便料	制限額	附註
佛領ギネー	佛國經由	日若ハ佛船	二百六十	二百六十	二百六十
佛領ギネー	佛國經由	佛國、佛船	二百六十	二百六十	二百六十

○臺灣總督府告示第四十五號(官報五月二日)
明治三十七年六月律令第九號ニ依ル一圓銀貨幣及政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ノ價格ヲ明治三十
八年四月十八日以降一枚ニ付金九十三錢ニ改定ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第四十六號(官報五月二日)
漁翁島燈臺霧砲信號ハ營分ノ内中止ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第四十七號(官報五月二日)
明治三十五年五月告示第五十八號臺灣小學校名稱位置中「桃子園」ヲ「桃園」ニ改ム

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第四十八號(官報五月二日)
明治三十七年四月告示第六十二號中小學幾何畫法以下高等算術教科書ニ至ル書目ヲ削除シ末尾ニ左
ノ通追加ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

- 明治三十八年四月十九日
- 一 高等毛筆畫手本 第一學年甲種 一册 金六錢五厘
 - 一 高等毛筆畫手本 第二學年甲種 一册 金六錢五厘
 - 一 高等毛筆畫手本 第三學年甲種 一册 金十三錢
 - 一 高等毛筆畫手本 第四學年甲種 一册 金十七錢
 - 一 高等毛筆畫手本 第一學年甲種 一册 金五錢
 - 一 高等毛筆畫手本 第二學年甲種 一册 金五錢

- 一 同 女子用 第三學年甲種 一册 金八錢
 - 一 同 女子用 第四學年甲種 一册 金十錢
 - 一 同 小學幾何畫法 圖ノ部 一册 金十二錢
 - 一 同 說明ノ部 一册 金十錢
 - 一 同 尋常小學算術書 教師用 四册 各金六錢
 - 一 同 高等小學算術書 教師用 一二 各金八錢
 - 一 同 高等小學算術書 生徒用 三四 各金八錢五厘
 - 一 同 高等小學算術書 生徒用 四册 各金六錢
- 臺灣總督府告示第四十九號(官報五月二日)
明治三十一年六月告示第三十五號別冊臺灣發山川石山經過外國電報料金表第二表韓國地方(Corea)ノ部
ヲ左ノ通改ム
- 臺灣總督男爵兒玉源太郎

- 韓國地方(Corea)
- 釜山(Pusan)
 - 京城(Seoul)
 - 仁川(Chennampo)
 - 馬山(Massampo)
 - 新羅(Chinnampo)
 - 平壤(Pingyang)
 - 元山(Yuansan)
- 釜山線(上海長崎經地)
本邦線 韓國線
- 1.0110 1.0130

- 安州 (Anchu)
- 潭州 (Chunghu)
- 忠州 (Chunghu)
- 全州 (Chunghu)
- 蔚州 (Echow)
- 慶州 (Gwendoline)
- 海州 (Haichu)
- 咸興 (Hamheung)
- 開城 (Kaisung)
- 江界 (Kangkyengpo)
- 光州 (Kwangchu)
- 金城 (Kinsung)
- 鏡城 (Kionsung)
- 公州 (Kungchu)
- 群山 (Kunsan)
- 木浦 (Mokpo)
- 青浦 (Pukchong)
- 北青 (Sangei)
- 海州 (Sawon)
- 水原 (Sungelin)
- 咸興 (Tahko)
- 大邱 (Uusan)
- 寧邊 (Yengbin)

○臺灣總督府告示第五十號 (官報五月二日)

約束郵便物ニ押捺スル印章離形左ノ通相定ム但シ印刷ヲ以テ印章ノ押捺ニ代フルコトヲ得

明治三十八年四月二十一日

臺灣總督男爵兒玉源太郎



○臺灣總督府告示第五十一號 (官報五月二日)

郵便及電信受取所ノ取扱事務左ノ通相定ム

明治三十六年七月七告示第六十二號明治三十七年四月四告示第六十四號同年十一月十一告示第百二十五號ハ之ヲ廢止ス

明治三十八年四月二十五日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

郵便及電信受取所ニ於テハ左ノ事務ヲ取扱フ

- 一 郵便物ノ受付
- 二 郵便物ノ留置及交付
- 三 郵便爲替郵便貯金ノ受拂
- 四 郵便取立金ノ拂渡
- 五 郵便切手類ノ賣捌
- 六 電報ノ受付
- 七 受取所ヲ肩書シタル電報又ハ留置電報ノ交付

〔參照〕

明治三十六年七月七告示第六十二號ハ郵便及電信受取所取扱事務ノ件同三十七年四月四告示第六十四號ハ

臺北府街郵便電信受取所代金引換郵便物ノ交付事務取扱開始ノ件
引換郵便物ノ交付事務取扱開始ノ件ナリ

○臺灣總督府告示第五十二號(官報五月二日)
明治三十二年二月告示第二十一號中末尾ニ左ノ通追加ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十八年四月二十五日

一 同 金五圓
二 同 金五圓五厘
三 同 金六圓

○臺灣總督府告示第五十三號(官報五月八日)

明治三十八年四月二十五日發行臺灣新報第七百九號ハ臺灣新聞紙條例第七條ニ依リ發シタル命令ニ違反シタルモノト認メ同條例第九條ニ依リ本島内ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁止シ仍明治三十八年四月二十五日ヨリ三日間發行停止ヲ命セリ

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十八年四月二十五日

○臺灣總督府告示第五十四號(官報五月八日)
明治三十八年四月告示第四十四號澎湖島近海通航ノ船舶ニ關スル件ハ馬公要港部司令官ニ於テ之ヲ廢シタリ

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十八年四月二十六日

○臺灣總督府告示第五十五號(官報五月八日)
明治三十七年六月告示第八十二號馬公要港ニ避難スル船舶及同港方面ヲ通航スル船舶ノ心得ハ馬公要港部司令官ニ於テ之ヲ廢止シタリ

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十八年四月二十八日

○臺灣總督府告示第五十六號(官報五月八日)
明治三十八年五月一日ヨリ左記電話所ニ於テ公衆電話通信並特設電話加入者ノ通信取扱ヲ開始ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

電話所名 所屬局名
宜蘭電話所 臺北郵便電信局
橋仔頭電話所 宜蘭郵便電信局

○臺灣總督府告示第五十七號(官報五月八日)
明治三十八年五月一日ヨリ宜蘭ト臺北基隆及淡水間並橋仔頭ト臺南嘉義及打狗間電話通信ヲ開始ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十八年四月二十九日

○臺灣總督府告示第五十八號(官報五月八日)
明治三十八年五月一日ヨリ嘉義並打狗電話所ニ於テ特設電話加入者ノ通信取扱ヲ開始ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十八年四月二十九日

○臺灣總督府告示第五十九號(官報五月八日)
明治三十七年十一月告示第四百四十五號電話呼出地域ニ左ノ通追加ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十八年四月二十九日

一 彰化縣下線東影彰化街
一 宜蘭縣下本城堡宜蘭街
一 同員山堡金六庄及四圍庄
一 同民壯圍堡社一庄及社三庄

○臺灣總督府告示第六十號(官報五月十日)

明治三十五年一月告示第九號臺灣總督府二等郵便及電信局名稱位置中「桃園」ヲ「牛馬頭」ヲ「牛馬頭」ニ「阿猴」ヲ「阿猴」ニ改ム

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十八年五月二日

○臺灣總督府告示第六十一號(官報五月十日)

明治三十五年一月告示第十一號郵便及電信局出張所名稱位置中「內按」ヲ「內按」ニ改ム

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十八年五月二日

○臺灣總督府告示第六十二號 (官報五月十六日)
 明治三十二年告示第二十一號中末尾ニ左ノ通追加ス
 明治三十八年五月四日

臺灣總督男爵兒玉源太郎
 同 金四十五錢

一公學校唱歌科教授細目

○臺灣總督府告示第六十三號 (官報五月十六日)
 明治三十八年五月五日發行臺灣每日新聞第六百四號ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認メ臺灣新聞紙條例第十條ニ依リ本島内ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁止ス
 明治三十八年五月五日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第六十四號 (官報五月十六日)
 汽船淡水丸ニ左ノ信號符字ヲ點附ス
 明治三十八年五月十日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

信號符字	船舶名稱	名	種類	船	港	船	主
K B F H	三十四 淡水丸 Tamami Maru	汽船	淡	水	港	小谷平三郎	

○臺灣總督府告示第六十五號 (官報五月二十七日)
 明治三十八年五月十五日ヨリ電報規則第七十五條ニ依ル電報ノ取扱局左ノ通改メ

臺灣總督男爵兒玉源太郎

電話加入區域	取 坂 局	臺 南	臺南郵便電信局	打 狗	打狗郵便電信局
臺 北	臺北郵便電信局	臺 南	立脚郵便電信局	嘉 義	嘉義郵便電信局
臺 中	臺中郵便電信局	淡 水	淡水郵便電信局	橋 仔 頭	橋仔頭郵便電信局
臺 中	臺中郵便電信局	彰化	彰化郵便電信局		

○臺灣總督府告示第六十六號 (官報五月二十七日)
 明治三十八年五月十五日ヨリ臺中廳管下葫蘆墩、潭仔墘、臺中、烏日、大肚及鹽水港廳管下蕃仔田ニ停車場ヲ設置シ鐵道運輸營業ヲ開始ス其ノ哩程左ノ通
 拔仔林停車場ハ明治三十八年五月十五日限り廢止ス
 臺灣總督男爵兒玉源太郎

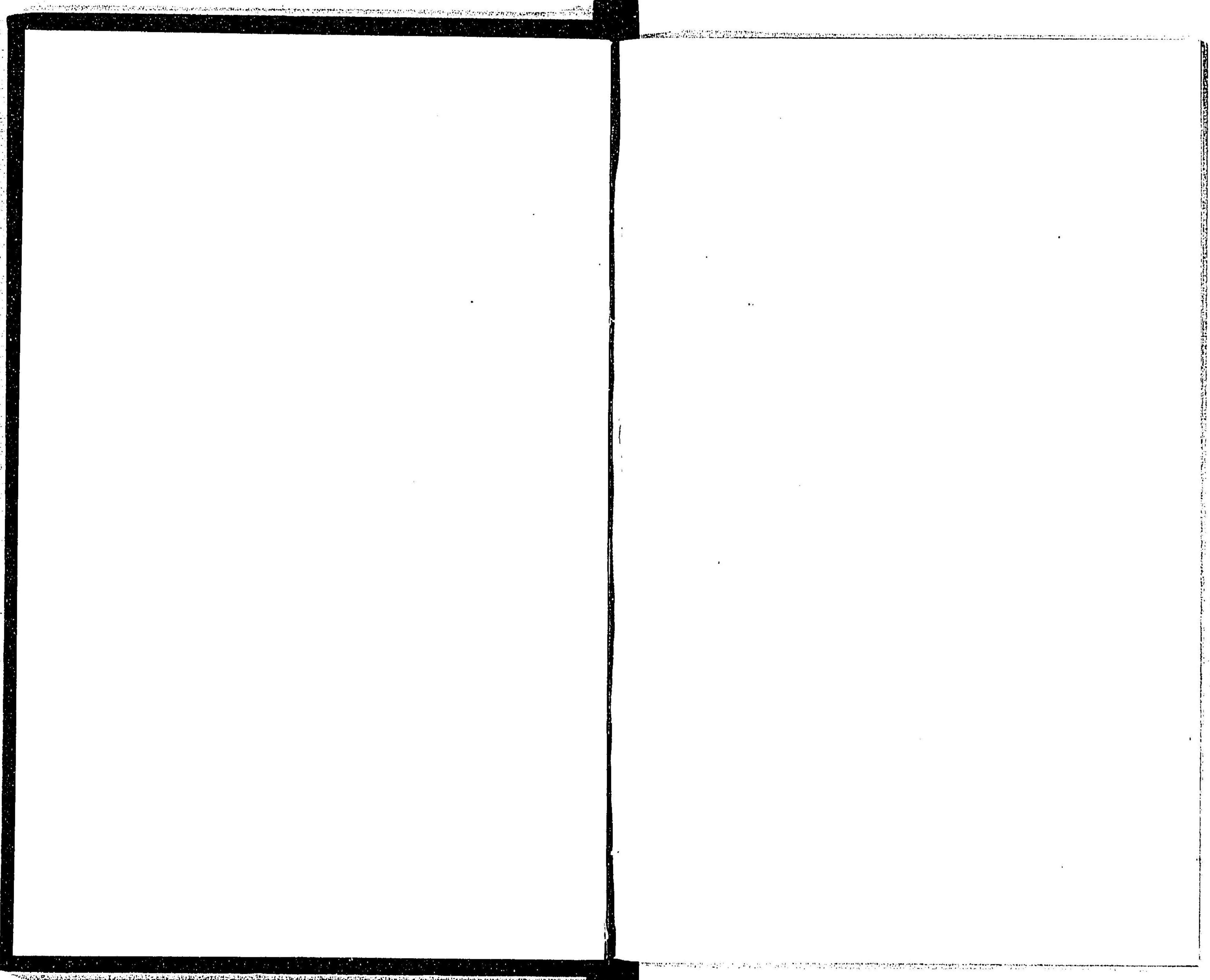
自	至	番仔田	大肚	烏日	臺中	潭仔墘	葫蘆墩
打	狗	四里四分	二〇里九分	二三里四分	二七里九分	三三里四分	三六里七分

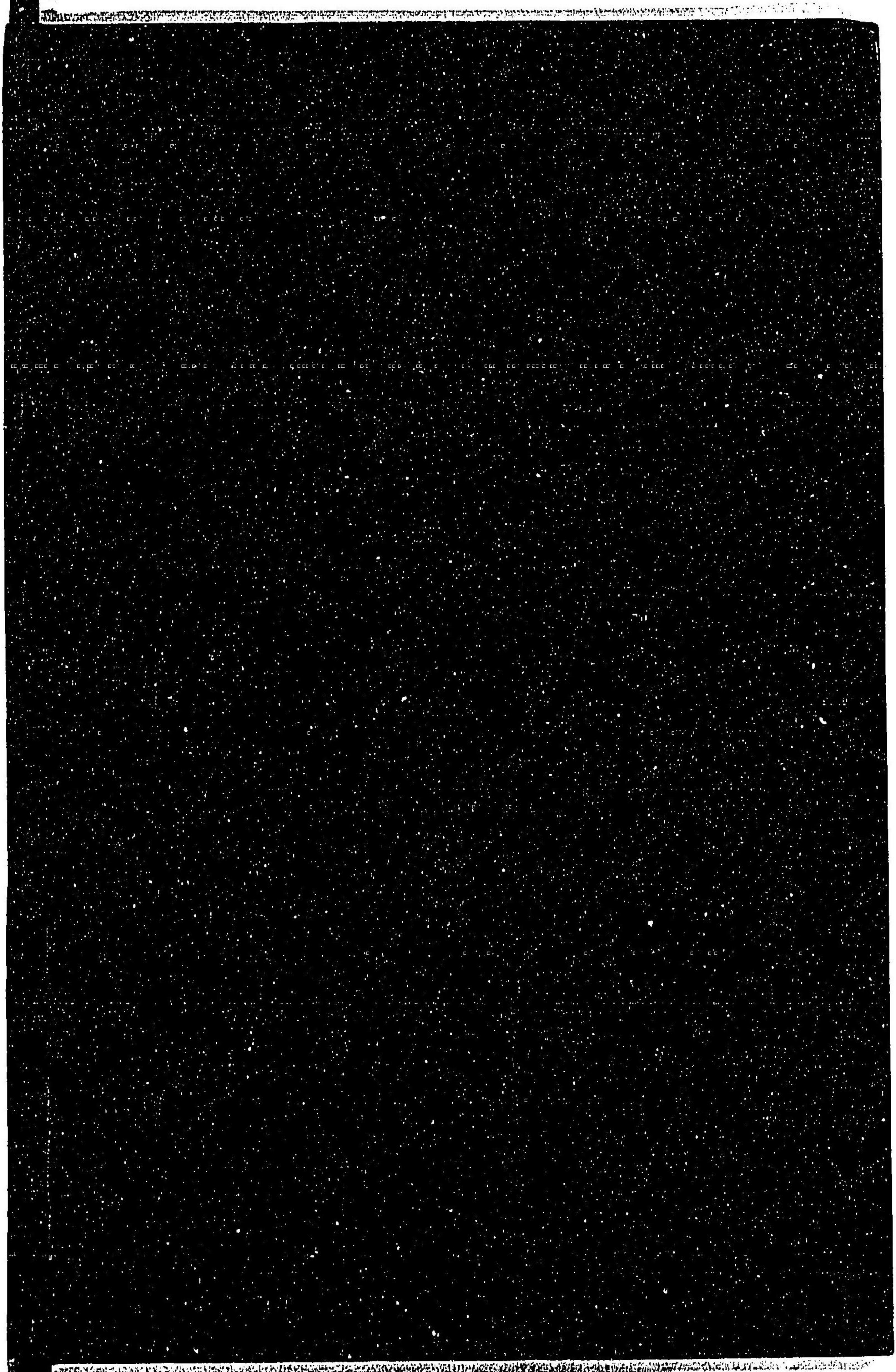
○臺灣總督府告示第六十七號 (官報五月二十七日)
 明治三十八年五月十五日ヨリ苗栗廳伯公坑、同後里庄及臺中廳葫蘆墩ノ各地ニ停車場ヲ設置シ輕便鐵道ニ依ル運輸營業ヲ開始ス其ノ哩程左ノ通
 臺灣總督男爵兒玉源太郎

自	至	後里庄	葫蘆墩
伯公坑	五里四分	六里四分	九里四分

○臺灣總督府告示第六十八號 (官報五月二十七日)
 明治三十八年五月十五日ヨリ明治三十五年告示第十一號臺灣總督府郵便及電信出張所名稱位置中伯公坑郵便電信出張所ノ本局名ヲ苗栗郵便電信局ニ改メ
 臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第六十九號 (官報五月二十七日)
 臺灣戒嚴地司令官ノ發スル命令及告示ハ自今府報ニ登載ス
 臺灣總督男爵兒玉源太郎





031130-097-4

CZ-4-1

法令全書 慶応3年10月-明治45年7月

内閣官報局

M20-45

BBC-1056



